

## 物品売買契約書（単価契約）

- 1 物 品 名 飛灰処理用キレート剤
- 2 仕様（規格） 製品は以下のとおり
  - (1) ニットーガード N-400K
  - (2) アッシュナイト S-803
  - (3) タイキレート A-1T
  - (4) JFE A-200L
- 3 契約金額 1kg当り ¥  
(上記契約金額には消費税及び地方消費税は含まれない。)
- 4 引渡期限 発注者の指定する日
- 5 引渡場所 発注者の指定する場所
- 6 契約保証金 免除（焼津市契約規則第26条第2項第 号 該当）
- 7 支払方法 1か月毎の納入実績による一括払い（銀行口座振込）
- 8 支払時期 請求書受理後30日以内

上記物品売買の実施について、発注者と受注者とはおのおの対等な立場における合意に基づいて、上記事項及び物品売買契約条項を厳守し契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 8年 月 日

発注者 志太広域事務組合  
管理者 焼津市長 中野 弘道 ⑩

住所  
受注者 商号  
氏名

⑩

（総則）

第1条 発注者及び受注者は、売買契約書記載の物品（以下「契約物品」という。）の売買契約に関し、売買契約書に定めるもののほか、この条項に基づき、売買契約を履行しなければならない。

2 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 受注者は、この契約の履行にあたり個人情報を取扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

（確約事項）

第2条 発注者に対し、受注者は、暴力団関係企業等（暴力団又は暴力団員等若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者をいう。以下同じ。）でないことを確約する。

（所有権移転）

第3条 物品の所有権は、物品の引渡があった時に、受注者から発注者に移転する。

（検査及び引渡）

第4条 受注者は、発注者の指示に従って約定期限に約定場所に物品を納品するものとし、発注者は物品受領後5日以内に物品の検査をするものとする。

2 物品の引渡は、発注者の検査終了と同時に完了するものとする。

3 第1項の検査によって生じた故障又は検査に要した経費は受注者の負担とする。

4 第1項の検査により合格と認めた時には、発注者は受注者に通知するものとする。

（物品の引取）

第5条 受注者は、不合格又は契約数量を超過した物品及び契約を解除された物品その他発注者から返却し得べき物品を、自己の経費をもって発注者の通知が到達した日から5日以内に引取らなければならない。

（契約不適合責任）

第6条 発注者は、受注者から引渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、発注者は、その不適合を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しなければならない。ただし、契約をもってその期間を伸縮することができる。

（請求及び支払の期限）

第7条 受注者は、第4条第4項の通知を受けた後に支払を請求するものとする。

2 請求金額は、物品の納品数量に契約金額を乗じ、消費税及び地方消費税額の額を上乗せした額とする。ただし、1円未満の端数が生じたときは、当該端数金額を切捨てた後に得られる額をもって請求金額とする。

3 発注者は、受注者から正当な請求書を受領したときから30日以内に契約金を支払わなければならない。

（債権の譲渡）

第8条 受注者は、発注者の書面による承諾を得ない限り、発注者に対する債権を第三者に譲渡又は承継させることができない。

（引渡延滞違約金）

第9条 受注者の責めに帰すべき理由により引渡期限までに物品の引渡が完了しないときは、受注者は契約金額から（当該債務の履行分に相当する金額を控除した額につき、）引渡期限の翌日から引き渡し完了した日までの延滞日数に応じ、当該債務の履行に係る契約の締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の延滞違約金を支払うものとする。

2 延滞違約金が100円未満であるときは、これを徴収しないものとし、100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、発注者が特別の理由があると認めるときは、延滞違約金の全部又は一部を免除することができる。

（契約の解除）

第10条 発注者、受注者いずれか一方がこの契約に違反したときは、その相手方はいつでもこの契約の全部又は一部を解除することができる。

2 発注者は、受注者が暴力団関係企業等であることが認められた場合、何らの催告を要せずに本契約を解除することができる。

3 発注者が、前項の規定により、当該契約を解除した場合には、発注者はこれによる受注者の損害を賠償する責を負わず、また、解除により発注者に障害が生じたときは、受注者はその損害を賠償する。

（不当介入を受けた場合の措置）

第11条 受注者は、暴力団関係企業等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに発注者への報告及び警察への通報を行い、捜査上必要な協力をするものとする。

（合意管轄）

第12条 この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

（定めのない事項の処理）

第13条 この契約に定めのない事項については、法令の定めるところによるほか、発注者、受注者双方協議の上処理するものとする。

# 購入仕様書

- 1 物 品 名 飛灰処理用キレート剤  
飛灰処理用キレート剤は、次に示す薬品のいずれかであること。
  - (1) ニットーガード N-400K
  - (2) アッシュナイト S-803
  - (3) タイキレート A-1T
  - (4) JFE A-200L
- 2 規 格
  - (1) 主成分は、ピペラジンジチオカルバミン酸とし、その含有量は35%以上であること。
  - (2) 処理後の灰は、環境庁告示13号準拠の溶出試験の結果において、総理府令5号に定められた重金属溶出基準を常に満たすことができるものとする。また、薬剤の添加率は3%以下を目安とする。
  - (3) 混練機周辺の二硫化炭素管理濃度は、作業環境評価基準及び労働基準局通達(平成14年2月18日付基安化発第0218001号)に準じて常に10ppm以下にできるものとする。
- 3 納 入 場 所
  - (1) 高柳清掃工場 藤枝市高柳2338番地の1
  - (2) 一色清掃工場 焼津市一色1545番地の19
- 4 契 約 関 係
  - (1) 契約期間 契約日から令和8年12月31日まで
  - (2) 契約方法 1kg当りの単価契約とする。
- 5 1回あたり発注量
  - (1) 高柳清掃工場 2,000kg/1回
  - (2) 一色清掃工場 1,000kg/1回
- 6 納 入 方 法
  - (1) 当該施設職員の指示により、指定場所に納入すること。
  - (2) 納入毎に納入品計量票、成分分析表を添付すること。
- 7 支 払 方 法  
1か月毎の納入実績による一括払いとする。
- 8 そ の 他
  - (1) 受注者は、契約期間に薬剤処理前、処理後の重金属含有量及び溶出量の分析結果を2か月毎提出すること。それ以外に、鉛の溶出量の分析結果を1か月毎提出すること。また、二硫化炭素及び硫化水素の有害ガス濃度の測定を6か月毎、混練機周辺にて行い、結果を提出すること。
  - (2) 令和8年度購入見込み量 17,000kg(高柳12,000kg、一色5,000kg)  
ただし、見込み量に満たない場合もある。
  - (3) 本仕様書に定めがない事項は、協議するものとする。

# 入札書

- 1 入札番号 第17号
- 2 件名 令和8年度 飛灰処理用キレート剤単価契約
- 3 履行場所 藤枝市高柳2338番地の1  
高柳清掃工場 ほか

上記の件について、志太広域事務組合競争契約入札心得を承諾の上、下記の金額で請負いたいのので、申し込みます。

入札金額

億	千	百	拾	万	千	百	拾	円	銭

(消費税抜)

令和 年 月 日

発注者 志太広域事務組合  
管理者 焼津市長 中野 弘道 様

住所

入札者 商号

氏名

印

- 1 入札書は、入札1件ごと1枚用意してください。
- 2 入札書には、入札番号、件名、入札金額、入札日、入札者の住所・商号・代表者の職氏名を必ず明記し、社印・代表者印を押印してください。

## 記載例

## 入札書

1 入札番号 第〇〇号

2 件名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

3 履行場所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇

入札金額は消費税額を除いた金額を記入。  
「¥」マークも記入する。  
単価(1キロあたり)を記載する。

上記の件について、志太広域事務組合競争契約入札を承諾の上、下記の金額で請負いたいのので、申し込みます。

入札金額

億	千	百	拾	万	千	百	拾	円	銭
				¥	〇	〇	〇	〇	〇

(消費税抜)

入札(開札)日を記入する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

発注者 志太広域事務組合  
管理者 焼津市長 中野 弘道 様

会社名・代表者の職氏名は必ず明記し、  
社印・代表者印をする。

住所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

入札者 商号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏名 〇〇 〇〇〇〇 印

# 郵便入札での注意事項

一般書留、簡易書留又は持参のみ有効です。  
普通郵便やレターパック等での提出は無効となります。

入札書及び内訳書（必要な場合のみ）を入れる内封筒と、内封筒を入れる外封筒の二重封筒にしてください。

※窓口を持参する場合、外封筒は不要です。

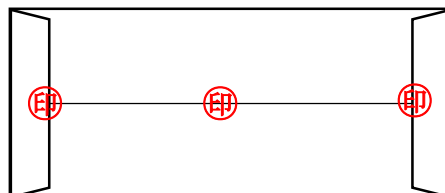
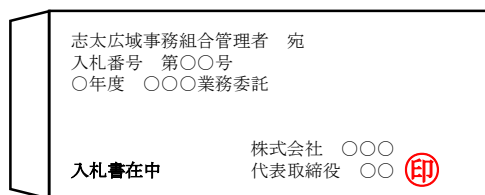
（令和7年5月1日～）

## <内封筒記載例>

宛先、入札番号、件名、「入札書在中」、商号（又は名称）、並びに代表者の職名及び氏名を記入し、代表者印を押す。

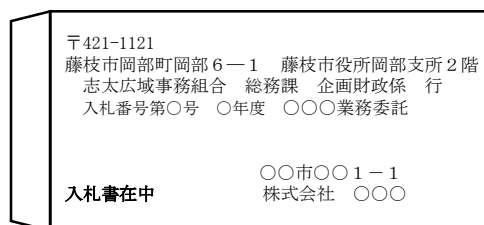
同じ印で、封筒のつなぎ目に封印をする。

※いずれかの印がない場合、無効となる場合があります。



## <外封筒記載例>

宛先、入札番号、件名、「入札書在中」、住所、商号（又は名称）を記入する。



その他の規定については、「郵便入札に関する要領」や「競争契約入札心得」等（下記①のページのうち、「関連法規など」）をご覧ください。

志太広域事務組合ホームページ>組合の概要>入札・契約>入札情報 …①

<https://www.shida.or.jp/about/tender/115.html>

郵便入札に関する要領 …②

<https://www.shida.or.jp/material/files/group/2/yubinnyusatsuyoryoR070501.pdf>

①



②

